**一般社団法人応援カレンダープロジェクト定款**

第１章　総　則

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人応援カレンダープロジェクト　と称する。

（主たる事務所の所在地）

第２条　当法人は、主たる事務所を　大阪府高槻市日吉台四番町２５番１３号　に置く。

２　当法人は、従たる事務所を設置することができる

（目　的）

第３条　当法人は、絵本作家との協働によるカレンダーの頒布等を通じて、原発事故による放射能のいのちへの影響について周知し、子どもの安心安全を守る活動の支援を通して、子どもたちの健やかな育ちと、希望の持てる社会づくりを目的とする。

　 ２　当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行なう。

 　　(1) 絵本作家との協働による応援カレンダー等の販売事業

 (2) 絵本作家との協働による応援カレンダーやイベント等を通じた普及啓発事業

　　 (3) 原発事故の影響から子どもたちを守る活動を行う団体への寄付支援事業

 (4) 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために適当と認められる事業

（公告方法）

第４条　当法人の公告は、電子公告により行なう。

　　２　当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

（機関）

第5条　当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に監事を置く。

第2章　会　員

（種別）

第6条　当法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上に規定する社員とする。

1. 正 会 員　当法人の目的に賛同して入会した個人
2. 一般会員　当法人が行うサービスの提供・利用を主とする個人又は団体

（入会）

第7条　当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。ただし、一般会員においては、社員総会の承認を要しない。

（会費の支払義務）

第8条　会員は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費のうち正会員が支払う会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

（会員名簿）

第9条　当法人は、会員の氏名もしくは名称、および住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。正会員名簿をもって、法人法第31条に規定する社員名簿とする。

（退会）

第10条　会員は、次に掲げる事由によって退会する。

　(1) 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

 (2)　死亡又は解散したとき

　(3)　法人法上の総社員が同意したとき

　(4)　第８条の支払い義務を履行しなかったとき

 (5) 除名

　　２　会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条および第49条第2項第1号に定めるとことによるものとする。

第３章　社員総会

（招集）

第11条　当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から２か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

　２　定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

　３　社員総会を招集するには、開催日より５日前までに、各正会員に対して電磁的方法にて招集通知を発するものとする。

（議長）

第12条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときには、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代るものとする。

（決議の方法）

第13条　社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第14条　正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（社員総会議事録）

第15条　社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長および出席理事が署名または押印して5年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章　役員

（役員）

第16条 当法人に、次の役員を置く。

 　⑴ 理事 3名以上5名以内

 ⑵ 監事 １名

 ２　理事のうち１名を代表理事とする。

（選任）

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

 ２　代表理事は、理事の互選によって定める。

（任期）

第18条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

３　増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行 する。

　２ 　代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、 監査報告を作成する。

 ２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（解任）

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人か ら受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章　計　算

（事業年度）

第23条　当法人の事業年度は、毎年7月１日から翌年6月３0日までとする。

 (剰余金の不配当)

第24条　当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第6章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第25条 この定款は、社員総会の決議によって変更することがで きる。

（解散）

第26条 当法人は、社員総会の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第27条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第５条第１７号イからトに掲げる法人又は国若しくは 地方公共団体に贈与するものとする。

第７章　附　則

（設立時社員の氏名及び住所）

第28条　当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

水戸　晶子　　大阪府高槻市日吉台四番町２５番１３号

伊藤　恵美子　東京都豊島区千早三丁目１３番１５号

坂口　典子　　大阪府高槻市寺谷町３６番１－２０２号

 （設立時役員）

第29条　当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事　　　　水戸　晶子

設立時理事　　　　伊藤　恵美子

設立時理事　　　　坂口　典子

設立時監事　　　　辻田　之子

設立時代表理事　　水戸　晶子

（最初の事業年度）

第30条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年6月30日までとする。

（定款に定めのない事項）

第31条　この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

　以上、一般社団法人応援カレンダープロジェクト　を設立するため、設立時社員を代理して、司法書士 田中 智子 がこの定款を作成し、これに電子署名する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　設立時社員　　　水戸　晶子

　　　　　　　　　　設立時社員　　　伊藤　恵美子

　　　　　　　　　　設立時社員　　　坂口　典子

　　　　上記設立時社員の定款作成代理人

　　　　　　　　　大阪市北区東天満二丁目９番４号

　　　　　　　　　　　　　　　千代田ビル東館６階

　　　　　　　　　　司法書士　　田　中　　智　子